

国立大学法人大阪大学教職員兼業規程の運用について

平成16年4月19日 阪大総人第212号 事務局長通知
最終改正 令和4年10月20日

標記のことについて、下記のとおり定めたので、平成16年4月1日以降は、これによってください。

記

第3条第2項関係

- 1 「所属長」とは、附属図書館長、各学部長、各研究科長、各附置研究所長、医学部附属病院長、歯学部附属病院長、各学内共同教育研究施設長、各全国共同利用施設長その他教職員を置く所属の長のことをいう。

ただし、法学研究科・高等司法研究科事務部所属職員にあつては法学研究科長、経済学研究科・国際公共政策研究科事務部所属職員にあつては経済学研究科長とし、言語文化研究科・外国語学部事務部所属職員にあつては言語文化研究科長とする。

- 2 兼業の許可に当たっては、部局内に兼業に関する委員会を設置、教授会等へ許可状況の報告、個人情報保護等に配慮した兼業状況の開示等の適宜な方法により、その透明性の確保に努めること。

第4条第2項関係

「審査委員会」とは、大阪大学教員等の営利企業役員等への兼業に関する審査委員会のことをいう。

第6条関係

許可を受けて営利企業の役員兼業及び自営の兼業以外の兼業を行う教職員は、当該許可に係る兼業の内容に変更が生じる場合は、改めて許可を受けなければならない。

第6条の2関係

営利企業以外の兼業の届出は兼業に従事するまでに、依頼先からの文書又は教職員からの届出等で行うものとする。

第7条第2項関係

- 1 この項第2号の括弧内のただし書きにより除外するものは、次の場合をいう。

(1) 公的な要素が強く、兼業内容が営利企業の営業に直接関与するものでない場合

例：① 営利企業付設の診療所等の非常勤医師（非常勤歯科医師を含む。）

② 官公庁及び特殊法人等が営利企業に研究委託し、当該企業が社内にその研究を実施するために設置した研究、技術委員会等の委員等

③ 営利企業が我が国における学術研究の振興と若手研究者の育成等を目的に賞を制定し、その賞の受賞者の選定等を行うために設置した委員会等の委員等

④ 営利企業が新規性・独創性のあるビジネスプランを有する企業・起業家の発掘・育成を図り、地域経済の発展に貢献することを目的として、「ニュービジネス助成金」制度を創成し、その助成金の助成先の選定等を行うために設置した委員会等の委員等

⑤ 営利企業の自主点検調査委員会が実施する自主点検調査のプロセスや結果等に関し、社外第三者の立場から幅広い意見を聴取するために設置した委員会等の委員等

- (2) 本学が管理する特許（出願中のものを含む。以下同じ。）の実施のための契約に基づく実施企業に対する技術指導である場合
- (3) 営利企業付設の教育施設、研修所及び研修会等又は文化講座等の非常勤講師で従業員教育又は社会教育の一環として考えられる場合
- (4) 営利企業における研究開発（基礎研究、応用研究及び開発研究をいい、技術開発を含む。以下同じ。）に従事し、又は研究開発に関する技術指導に従事する場合
- (5) 法令又は条例で、学識経験者から意見聴取を行うことが義務づけられている場合
- (6) 技術移転企業（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号。）第2条第1項に規定する特定大学技術移転事業者並びに同法第12条第1項及び第13条第1項に規定する認定事業者をいう。以下同じ。）が行う他の企業に対する技術指導に従事する場合
- (7) 技術移転企業が行う技術に関する研究成果の発掘、評価、選別に関する業務に従事する場合
- (8) 営利企業の経営及び法務に関する助言を行う場合
- (9) すべての株式を大学が保有する株式会社の業務に従事する場合

2 この項第3号の「職責が重大な役職」とは、次の職をいう。

- (1) 医療法人又は社会福祉法人（医療、療養機関を含む。）の理事長、理事、監事、顧問及び評議員並びに病院長（医療、療養機関の長を含む。）
- (2) 学校法人及び放送大学学園の役員（理事長、理事、監事）並びに専修学校、各種学校又は幼稚園の設置者若しくはこれらを設置する団体の役員（理事長、理事、監事）
- (3) 公益法人等（法人格を有しない団体を含む。）の役員等（会長、理事長、理事、監事、顧問及び評議員等）
- (4) 前各号に定めるもののほか、その名称にかかわらず、これらと同等以上に職責が重大であると思われる役職。

3 この項第4号の「教育関係機関」には、国会、裁判所、防衛省、公共企業体又は地方公共団体等に附置された教育関係機関又は施設も含まれる。

例：① 国会 国立国会図書館

② 裁判所 裁判所職員総合研修所、最高裁判所図書館

③ 防衛省 防衛研究所、防衛大学校、防衛医科大学校

4 この項第4号の「社会教育施設」には、次のような施設がある。

図書館、美術館、視聴覚センター、博物館、科学館、青少年会館、公民館、資料館、

青少年科学センター、青少年交流の家、女性教育会館、体育館、少年自然の家、文化会館

第7条第2項関係及び第12条関係

1 第7条第2項第3号及び第12条第2号の「学術研究」とは、学会等学術研究上有益であると認められ、当該教職員の研究分野と密接な関係がある研究をいう。

2 第7条第2項第3号及び第12条第3号の「学内活動」とは、学内に活動範囲が限られた法人等及びこれに類するものの法人等の活動をいう。

第10条第1項関係

短期間の兼業の届出は兼業に従事するまでに、依頼先からの文書又は教職員からの届出等で行うものとする。

第10条第4項関係

「大学が認めた場合」とは、届出を省略することにより、業務の効率化が見込まれるものをいう。

第11条第1項関係

兼業先への往復も、原則として所定労働時間外に行うものとする。

第12条関係

第4号の「大学として、組織的、一体的に産学官連携活動や地域社会への貢献に該当すると認められる職を兼ねる場合」とは、次の場合が考えられる。

- (1) 本学が管理する特許の実施のための契約に基づく実施企業に対する技術指導である場合
- (2) 技術移転企業が行う他の企業に対する技術指導に従事する場合
- (3) 技術移転企業が行う技術に関する研究成果の発掘、評価、選別に関する業務に従事する場合
- (4) 所属長が職指定で指名される委員会等の委員等

その他

1 兼業依頼状（兼業許可申請書・許可書、兼業届出書）

- (1) 兼業依頼先からの依頼状、当該兼業従事者からの許可申請書及び当該申請に係る許可書、兼業届出書については、許可を要するものは、別紙第1の兼業依頼状（兼業許可申請書・許可書）、届出を要するものは、別紙第2の兼業届出書により行うものとする。
- (2) 兼業依頼に対する回答書（許可書）は、依頼先が必要とする場合のみ送付するものとする。
- (3) 兼業予定期間が2年を超える場合は、係る兼業の任期が確認できる資料（寄附行為、定款、条例、委員会規程等）を添付すること。
- (4) 次の兼業の場合は、事業内容欄の記載を省略し、職務内容欄は簡潔に記載すること。
 - ① 非常勤医師、非常勤歯科医師、非常勤臨床検査技師、非常勤診療放射線技師等
 - ② 非常勤講師（大学、専修学校、各種学校等）
 - ③ 国の審議会（同審議会に属する分科会・委員会を含む。）

2 兼業台帳

部局等において、別紙第3の兼業台帳を個人ごとに作成し現状を適確に把握すること。また、併せて当該教職員の労働時間の管理を適確に行うこと。ただし、短期間の兼業については、記載を要しない。